

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 3 月 6 日

1 入札に付する事項

(1) 件名

警備業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県庁本庁舎警備業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県庁本庁舎

(6) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記入すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する又は開札日時までに有する予定と認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 緊急時に 30 分以内の対応ができる営業拠点を有する者

であること。

- (4) 過去2年間に、県内において、国又は地方公共団体の施設警備業務（機械警備業務を除く。）を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。
- (5) (4)の条件を満たす施設において、1年以上の施設警備業務の実務経験を有する者を半数程度配置することが可能な者であること。
- (6) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による警備員指導教育責任者としての資格を有し、かつ、法第23条第4項の規定による施設警備業務検定（2級以上）の資格を有する者を1名以上、法第23条第4項の規定による施設警備業務検定（2級以上）の資格を有する者を2名以上それぞれ配置することが可能な者であること。
- (7) 警備業者賠償責任保険（てん補限度額：対人・対物1事故につき10億円）に加入している者であること。
- (8) 消防局又は消防本部が指導し認定する普通救命講習Ⅰの修了証を有する者を、四分の三以上配置することが可能な者であること。（修了を見込む者を含む。）
- (9) 社会保険等に加入していることを証明した者であること。
- (10) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (11) 4（3）アに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ

〒 790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2153

(2) 入札書の提出日時

令和8年3月25日(水) 9時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水) 9時30分

愛媛県庁本館1階 旧日赤会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

ウ 過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則(昭和45年規則第18号。以下「規則」という。)第137条、第154条又はその両方の規定に該当すると認められた者については、入札保証金、契約保証金又はその両方の納付を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年3月17日(火)15時00分までに2(3),(4),(5),(6),(7)(8)及び(9)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封入して提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

については、次の事項に留意すること。

ア 最低制限価格が設定されていること。

イ 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は失格となり、再度の入札及び随意契約の交渉には参加できないこと。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。